

第二章 検査業務関係

国 自 基 第 48 号
令和 7 年 6 月 17 日

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長（押印省略）

原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について

原動機付三・四輪自転車の安全性を確保するため、今般、新たに別添の「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準」を定めたので、今後はこれにより関係者を指導されたい。

また、別紙 1 及び別紙 2 のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。

原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準

1 適用範囲

本技術基準は、原動機付三・四輪自転車に適用する。

2 用語の定義

本技術基準における用語の定義は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

2.1 「原動機付三・四輪自転車」とは、次のいずれにも該当しない三輪以上を有する一般原動機付自転車をいう。

2.1.1 車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五〇メートル以下である三輪以上の車両

2.1.2 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五〇メートル以下である三輪の車両

3 安定性

原動機付三・四輪自転車は、安定した走行を確保できるものとして、空車状態において、当該車両を左側及び右側に、それぞれ三十五度（最高速度二十キロメートル毎時未満の原動機付三・四輪自転車、車両総重量が車両重量の一・二倍以下の原動機付三・四輪自転車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の原動機付三・四輪自転車にあつては三十度）まで傾けた場合に転覆しないものでなければならない。

4 加速性

原動機付三・四輪自転車は、積車状態において、平坦な舗装路面上で停止状態から十メートル及び三十メートルの距離を走行するまでに要する時間がそれぞれ四秒及び七秒を超えないものでなければならない。

5 走行装置

空気入りゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。

5.1 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。

5.2 接地部は、滑り止めを施したものであること。この場合において、滑り止めの溝の深さは、当該溝のいずれの部分においても〇・八ミリメートル以上とする。

6 操縦装置

- 6.1 運転に際して操作を必要とする次の装置は、かじ取りハンドルの中心から左右それぞれ五百ミリメートル以内に配置され、容易に操作できるものでなければならない。
 - 6.1.1 始動装置、加速装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置並びに制動装置の操作装置
 - 6.1.2 前照灯、警音器、方向指示器及び窓拭器の操作装置
- 6.2 6.1.1 に掲げる装置（加速装置、クラッチ、変速装置及び制動装置の操作装置を除く。）及び6.1.2 に掲げる装置（方向指示器の操作装置を除く。）又はその付近には、当該装置を容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 6.3 変速装置の操作装置又はその付近には、変速段ごとの操作位置を容易に識別できるような表示をしなければならない。
- 6.4 方向指示器の操作装置又はその付近には、当該方向指示器が指示する方向ごとの操作位置を容易に識別できるような表示をしなければならない。

7 かじ取装置

かじ取装置は、容易に、かつ、確実に操作できるものであって、かじ取時に車わく、フェンダ等原動機付三・四輪自転車その他の部分と接触しないものでなければならない。

- 7.1 かじ取車輪が二以上の原動機付三・四輪自転車であって、かじ取車輪の横滑り量が走行一メートルについて五ミリメートルを超えるものは、7の「確実に操作できるもの」とされない例とする。ただし、その横滑り量が、原動機付三・四輪自転車の製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

8 燃料装置

ガソリンその他の引火しやすい液体を燃料とする原動機付三・四輪自転車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。

- 8.1 燃料タンク及び配管は、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
- 8.2 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - 8.2.1 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。
 - 8.2.2 露出した電気端子及び電気開閉器から二百ミリメートル以上離れていること。
 - 8.2.3 座席のある車室の内部に開口していないこと。

9 電気装置

電気装置は、次の基準に適合しなければならない。

- 9.1 車室内の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

9.2 車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、適当に覆われていること。

9.3 蓄電池は、振動、衝動等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内の蓄電池は、適当な絶縁物等により覆われていること。

10 運転者席

運転者席の幅は、かじ取りハンドルの中心から左右それぞれ二百ミリメートル以上でなければならない。

11 窓ガラス

窓に備えるガラスは、安全ガラスでなければならない。JIS R 3211「自動車用安全ガラス」の規格の性能を有する窓ガラスは、この基準に適合するものの例とする。

12 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

13 車幅灯

原動機付三・四輪自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。）の前面の両側には、次の基準に適合する車幅灯を備えなければならない。ただし、幅〇・八〇メートル以下の原動機付三・四輪自転車にあっては当該原動機付三・四輪自転車に備える前照灯（最大光度が一万カンデラ以上の前照灯であって、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であるもの）にあっては減光し又は照射方向を下向きに変換した場合に点灯している部分）の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合にあっては、その側の車幅灯を備えないことができる。

13.1 車幅灯の灯光の色、明るさ等は、協定規則第 148 号の規則 4. 及び 5. 1.（種別 A 及び MA に係るものに限る。）に定める基準。

13.2 車幅灯の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

14 前部反射器

原動機付三・四輪自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものに限る。）の前面の両側（幅〇・八メートル以下の原動機付三・四輪自転車にあっては、前面）には、次の基準に適合する前部反射器を備えなければならない。ただし、13 の規定に適合する車幅灯を備える場合にあっては、この限りでない。

14.1 前部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等は、協定規則第 150 号の規則 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. に定める基準。

14.2 前部反射器の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

15 後退灯

原動機付三・四輪自転車（後退機能を有しないものを除く。）には、次の基準に適合する後退灯を備えなければならない。

15.1 後退灯の灯光の色、明るさ等は、協定規則第 148 号の規則 4. 及び 5.8. に定める基準とする。ただし、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 148 号の規則 5.8. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第 148 号の規則 6. に定める基準に適合すればよいものとし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS 規格 C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

15.2 後退灯の取付位置、取付方法等は、別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

16 灯光の色等の制限

原動機付三・四輪自転車には、灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある灯火又は反射器を備えてはならない。

16.1. 他の交通の妨げとなるおそれのある灯火又は反射器については細目告示第 62 条の規定を準用する。

17 窓ふき器

前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器を備えなければならない。

令和 7 年 6 月 17 日
国 自 基 第 49 号
国 自 審 第 565 号

四国運輸局長 殿

物流・自動車局長（押印省略）

「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」等の
廃止について

原動機付三・四輪自転車の安全性の確保については、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」（昭和 59 年 10 月 16 日付け地技第 85 号、地審第 280 号）等によることとしていたところであるが、今般、新たに「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準」を定めることとしたので、「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準について」（昭和 59 年 10 月 16 日付け地技第 85 号、地審第 280 号）及び「原動機付三・四輪自転車の構造・装置に係る技術基準等の細部取扱いについて」（昭和 59 年 10 月 19 日付け地技第 86 号、地審第 281 号）は廃止する。

なお、現に、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3 の規定に基づく型式認定を申請している原動機付三・四輪自転車については従前の例によることとして差し支えないものとする。

また、別紙 1 及び別紙 2 のとおり関係団体あて通知したので念のため申し添える。

令和 7 年 9 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

電気自動車等のバッテリー火災に対する安全性を確保します

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

我が国は、電気自動車等の安全を確保しつつ普及を促進するため、平成 19 年に世界で初めて電気自動車等の乗員の安全確保に関する基準を策定し、それをベースに国際基準を策定・強化し、電気自動車の安全性を確保しています。

本年 3 月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、更なる安全対策として日本から提案し議論されていた、電気自動車等のバッテリーが異常発熱を起こした場合であっても乗員を保護するための要件が合意されたことを受け、このたび、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

1. 改正の概要

（１）バッテリー火災発生時の乗員保護性能確認試験を義務づけ

電気自動車等で走行用のモーターに使用するバッテリーについて、何らかの原因で異常発熱をしたことを想定し、一部の電池を過熱させたときに、火災、爆発又は車内への煙の放出がないか等、乗員の安全が確保されているかを確認する基準を導入します。

＜基準の概要＞

レーザーを照射するなどして電池を意図的に過熱したとき、乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすことを確認する。

＜要件＞

・バッテリー全体が異常発熱に至らないこと。・異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から 5 分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

＜適用時期＞

新型車：令和 9 年 9 月

継続生産車：令和 12 年 9 月

（２）その他の改正

- ① 「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。
- ② 令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 7 年 9 月 26 日

施 行：公布の日。ただし、協定規則第 177 号に係る部分は令和 7 年 9 月 27 日。

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

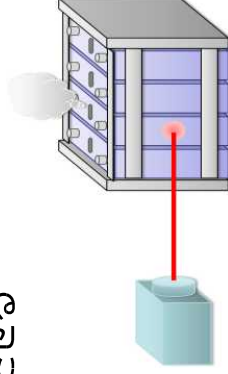
- 日本では、2007年に世界で初めて電気自動車等の乗員保護に関する安全基準を策定。2011年に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、当該基準をベースとした国際基準が成立。その後、段階的に規制強化。
- 2025年3月、国際基準の改正が合意され、バッテリー火災を抑制し乗員を保護するための試験法が追加された。当該試験法においては、日本提案であるレーザーを活用した試験方法が盛り込まれた。
- 2025年9月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

改正概要

➤ バッテリー火災の抑制と乗員保護に係る試験法の追加

バッテリーの異常発熱による車両火災を模擬するため、電池にレーザーを照射し過熱させる※等の方法で電池の内部短絡を発生させる

149



※レーザーを照射する方式は日本が提案したもの。

◆ 判定要件

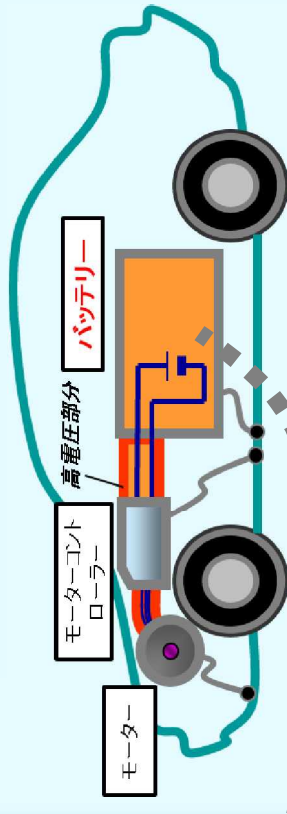
乗員が脱出するための時間を確保するため、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ✓ 電池が異常発熱に至らないこと。
- ✓ 電池の異常発熱を検知し運転者に対する警告信号を発し、かつ、警告開始から5分間は火災、爆発及び車内への煙の放出のいずれも発生しないこと。

適用日

新型車：2027年9月 継続生産車：2030年9月

＜電気自動車等の安全基準の要件（例）＞



➤ 感電に対する保護

- ✓ バッテリー及び高電圧部分からの感電に対する保護

➤ 電池の安全性

- ✓ 車両衝突時の衝撃に対する保護
- ✓ 車外からの火災に対する保護
- ✓ 被水時における保護
- ✓ **バッテリー火災の抑制と乗員保護**

※今次改正により試験方法が追加

➤ 識別表示

- ✓ 電気自動車等（バス及び大型トラックに限る。）の車体への識別表示

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリー M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。（第 46 条関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- （イ） 一般原動機付自転車について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合する走行距離計を備えなければならないこととする。（第 65 条の 2 関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

（2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第13号第14改訂版	⇒	第13号第15改訂版
第39号改訂版	⇒	第39号第2改訂版
第100号第4改訂版	⇒	第100号第5改訂版
第171号初版	⇒	第171号改訂版
(新設)		第177号初版

- (イ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第177号に基づき認定された「自動車駆動用出力装置」を追加する。(第5条関係)

(3) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(2)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)及び2.(2)(イ)は、令和7年9月27日

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリ－M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」、「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」、「装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1088 号）」、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 7 項第 3 号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成 27 年国土交通省告示第 583 号）」及び「道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）」について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 13 号第 14 改訂版	⇒	第 13 号第 15 改訂版
第 39 号改訂版	⇒	第 39 号第 2 改訂版
第 100 号第 4 改訂版	⇒	第 100 号第 5 改訂版
第 171 号初版	⇒	第 171 号改訂版
(新設)		第 177 号初版

- (イ) 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。また、一般原動機付自転車に備える走行距離計について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合しなければならないこととする。

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- (ウ) 車両総重量 3.5 トン以下の電気式ハイブリッド自動車及び駆動用電動機を複数備えた電気自動車について、協定規則第 177 号に基づき出力を測定してもよいこととする。

- (エ) 自動車※に備える原動機用蓄電池について、熱連鎖^(注)試験を義務付け、当該試験の結果が乗員の安全確保に係る要件に適合しなければならないこととする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車を除く。

【適用日】

新型車：令和 9 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

注：熱連鎖とは、原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。）を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。

(2) 道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、適用時期の統合を行うほか、所要の改正を行う。

(3) 装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通

大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正

協定規則の改訂に伴い、特定装置の規則番号について所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(1)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)、2.(1)(ウ)及び2.(3)(協定規則第177号に係る部分に限る。)は、令和7年9月27日

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年 11 月 20 日
物 流 ・ 自 動 車 局
貨 物 流 通 事 業 課
安 全 政 策 課
審 査 ・ リ コ ー ル 課
自 動 車 整 備 課

物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について ～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

物流・自動車局では、令和2年 12 月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着、チェーンの装着方法の事前確認、携行及び早めの装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- 積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- チェーンの装着方法の事前確認、携行及び立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス事業者の皆様へ

- 年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- 運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- 雪道において、悪質な立ち往生事案が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- 大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止など

の必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。

- 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者に対する急ぎの運送依頼を控えていただくようお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- 気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。
<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【添付資料】

- ・【別紙1】『雪道での立ち往生に注意！』（パンフレット）
- ・【別紙2】『冬用タイヤの溝深さに注意！』（チラシ）

【お問い合わせ先】

(①関係)

審査・リコール課 鯖戸、田中

代表:03-5253-8111 (内線:42354)

直通:03-5253-8597

自動車整備課 松井、坂本

代表:03-5253-8111 (内線:42413)

直通:03-5253-8599

(②関係)

安全政策課 本田、山本

代表:03-5253-8111 (内線:41615)

直通:03-5253-8565

(③関係)

貨物流通事業課 篠塚、高橋、梶井

代表:03-5253-8111 (内線:41332)

直通:03-5253-8575

雪道での立ち往生に注意！

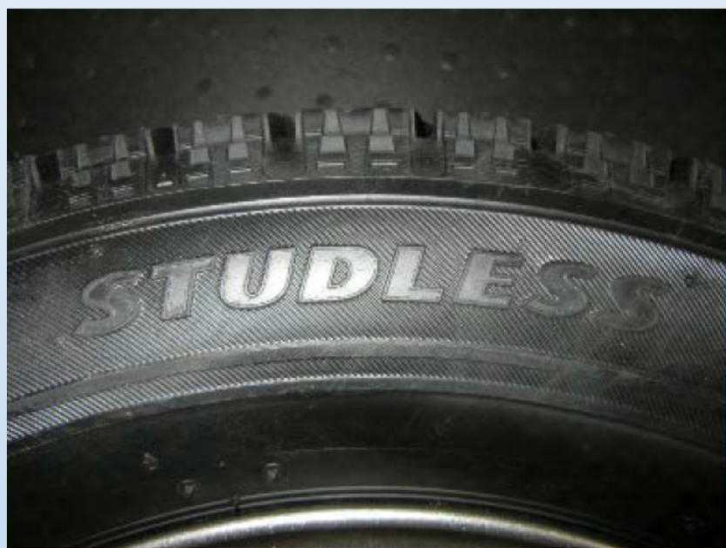
-大型車の冬用タイヤとチェーンについて-



- ❏ 道路で大型車が立ち往生すると、**深刻な交通渋滞や通行止め**を引き起こします。
- ❏ 積雪・凍結路では、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するとともに、**チェーンの携行・早めの装着**を心掛けてください。
- ❏ 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

冬用タイヤの選び方

- ❏ オールシーズンタイヤは、ちらつく程度の降雪で**路面と一部接触可能な積雪状況**を想定したタイヤです。
- ❏ 路面を覆うほどの**過酷な積雪路・凍結路**においては、**スタッドレス表記**(国内表記)又は**スノーフレークマーク**(国際表記)が表示されている冬用タイヤを**全車輪に装着**してください。



スタッドレス表記の例



スノーフレークマーク
タイヤの側面に表示
されています。

冬用タイヤの使用限度

- ❏ **溝深さが50%以上**残っていることを「**プラットホーム**」で確認しましょう。（一部海外メーカー品は除く）

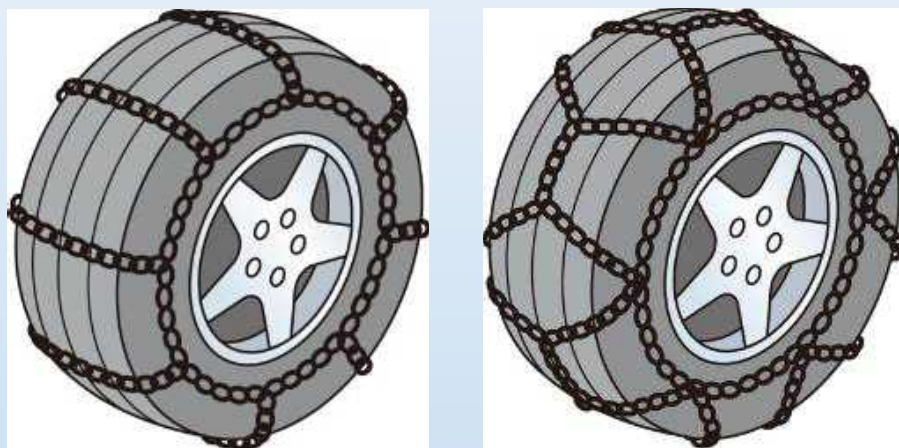


プラットホーム

158 残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

チェーンの効果

- ❏ チェーンを**駆動輪に装着**すると、冬用タイヤより積雪・凍結路での**発進・登坂性能が向上**します。
- ❏ チェーンの**サイズや締め方が不適切**な場合、**タイヤとの間で滑りが生じ**効果が得られません。



大型車用金属チェーン

チェーンの携行・装着

- ❏ **大雪警報が発表されるなど相当量の積雪**が見込まれる場合等にはチェーンを携行してください。
- ❏ 降雪時には、**立ち往生する前に早めのチェーン装着**を心掛けましょう。立ち往生した後の装着は極めて困難です。

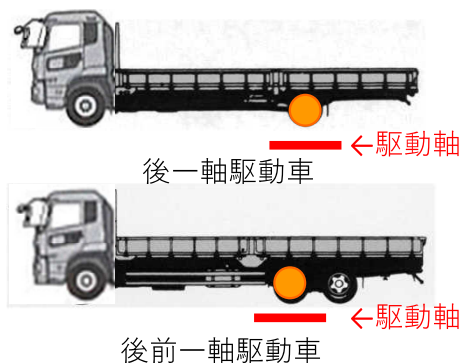
性能限界

- ❏ 冬用タイヤ及びチェーンのいずれも**性能限界があり、万能ではありません**。例えば、車両の**バンパーに接触するような新雪の深い積雪路**では走行困難です。
- ❏ 運行前に道路・気象情報を確認し、**運行の可否や経路を検討**してください。

立ち往生が発生しやすい車両

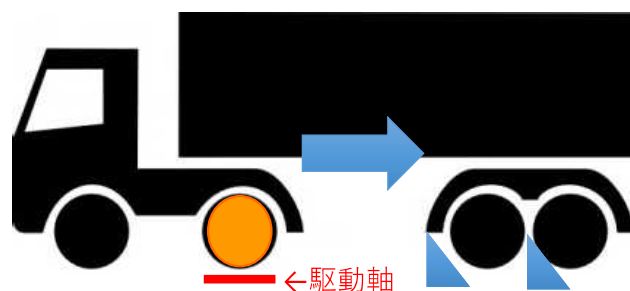
以下の特徴を持つ車両は、積雪路等において**特に立ち往生が発生しやすい傾向**にあるので注意が必要です。

一軸駆動車



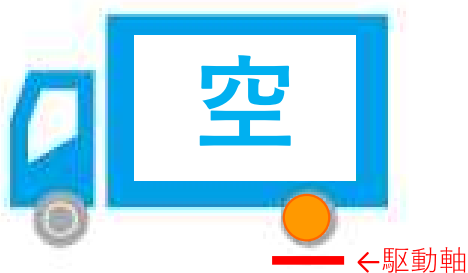
二軸駆動車に比べて駆動軸が空転しやすい。

連結車



トレーラー付近の積雪により走行抵抗が増大。

空荷状態



駆動軸に十分な荷重がかからず、発進性能が低下。

年式の古い車両



トラクションコントロール※等の機能が搭載されていない。

※発進時等に駆動輪の回転を制御し空転を低減する装置

「自動車を安全に使うためには」→

自動車を安全に使うための注意点を発信しています。



国土交通省
物流・自動車局
審査・リコール課

電話番号：03-5253-8111 (内線：42354)
03-5253-8597 (直通)



国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 7 条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第 59 条の新規検査。以下同じ。）及び法第 71 条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第 75 条第 4 項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第 16 条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第 94 条の 5 第 5 項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和 8 年 1 月 1 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあつても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たって

は、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、新規登録後において、法第 54 条又は法第 54 条の 2 に基づく整備命令及び法第 94 条の 8 に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号、自整第 262 号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としないと取扱うとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登

録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じて適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い
- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2)①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱って差し支えない。なお、現車審査時には、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1) の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け国自整第181号〕
本規定は、令和8年1月1日から適用する。

別紙

国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

国自整第181号
令和7年12月12日

軽自動車検査協会理事長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いただくとともに、遺漏のないようお願いいたします。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。

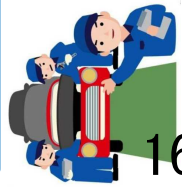
《オプション取付》

自動車メーカー

自動車ディーラー

運輸支局（新規登録）

新規登録後



完成検査証



車両



完成検査証



車検証

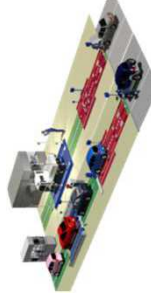


ナンバープレート



《オプション取付け》

完成検査時と相違のため現車提示が必要



機構が保安基準適合性を審査

オプションパーツの例



〔エアロパーツ類〕



〔バイザー類〕



〔ルーフ・ラック類〕



〔泥よけ類〕

一定範囲内の寸法の増加等の改造の場合は機構への現車提示が不要
(日米協議を踏まえ平成7年に措置)

＜今回措置＞

一定範囲内の寸法の増加等のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする



令和 8 年 1 月 9 日

物流・自動車局車両基準・国際課

審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、高齢者等によるペダル踏み間違いによる事故を防止するため、ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国連基準の策定を主導するとともに、国内基準の強化を図っています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、停止状態だけでなく、クリープ走行時※もペダル踏み間違いを検知して急加速を抑制することを求める性能要件の強化などを含む国連基準の改正が合意されたことを受け、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

※オートマチック車がブレーキを離した際にゆっくり前に進む状態

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

（１）「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能要件の強化及び義務付け対象車種の拡大

	改正後	改正前
① 義務付け対象車種の拡大	乗用車（※１） <u>貨物自動車（※２）</u>	乗用車（※１）
② 検知対象の障害物の追加	車両・壁・ <u>歩行者</u>	車両・壁
③ 急加速を抑制するための要件追加	停止状態・ <u>クリープ走行状態</u> からの急加速抑制	停止状態からの急加速抑制

＜適用時期＞

新型車：令和 12 年 9 月

継続生産車：令和 14 年 9 月

※１ 乗車定員 10 人未満のオートマチック車に限る。

※２ 車両総重量 3.5 t 以下のオートマチック車に限る。

（２）その他の改正

「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」等を導入するため、所要の改正を行います。

2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 1 月 9 日

施 行：令和 8 年 1 月 11 日（一部、同年 3 月 31 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、池端

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

- 令和4年、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、日本の提案により、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の検討を開始し、令和6年11月の国際基準成立を受け、令和7年6月に国内基準（保安基準）を改正・公布。
- この度、更なる安全対策のため、クリープ走行時の要件の追加や対象車種を拡大する等の改正提案がWP.29で合意されたことから、令和8年1月に国内基準を改正・公布。

主な要件

※赤字は、今回の改正により追加される部分

○ 急加速抑制に関する要件

障害物（車両、壁、**歩行者**）の手前1.0m及び1.5mで、以下の状態からアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、①又は②のいずれかであること【停止状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること

【クリープ走行状態】

- ① 障害物に衝突しないこと 又は
- ② 衝突時点又はそれより前に、加速を抑制すること

○ ドライバーへの警報に関する要件

- ・ 視覚警報が必須 等

○ 機能の解除条件に関する要件

- ・ 解除中のドライバーへの表示
- ・ 機能の復帰条件 等

対象車種

運転者がクラッチ操作を必要としない

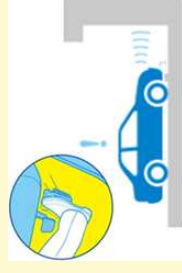
乗用車（乗車定員10人未満）

貨物車（車両総重量3.5t以下）

適用日

新型車 令和12年9月 / 継続生産車 令和14年9月

＜装置の作動イメージ＞



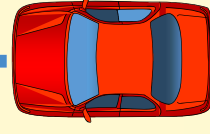
＜試験法の概要＞



：フルストロークまでアクセルを踏み込む



障害物までの距離
1.0m及び1.5m



停止

クリープ

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

- （ア） 自動車に備える前向き座席に任意でヘッドレストを備える場合には、技術的要件を適用することとする。（第 22 条の 4 関係）

【適用日】

新型車：令和 8 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日

- （イ） ペダル踏み間違い時加速抑制装置の適用対象に小型貨物自動車を追加する。（第 8 条関係）

【適用日】

新型車：令和 12 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 14 年 9 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂等に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第17号第11改訂版	⇒	第17号第12改訂版
第41号第5改訂版	⇒	第41号第6改訂版
(新設)	⇒	第126号初版
第173号初版	⇒	第173号改訂版
第174号初版	⇒	第174号改訂版
第175号初版	⇒	第175号改訂版
(新設)		第178号初版

- (イ) 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第2条関係)
- (ウ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第5条関係)
- (エ) 法第75条の4第1項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第126号に基づき認定された「仕切り装置」及び協定規則第178号に基づき認定された「緊急車線維持装置」を追加する。(第3号様式関係)

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

- (ア) 協定規則第126号及び協定規則第178号の新規採択に伴い、「仕切り装置」及び「緊急車線維持装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- (イ) 協定規則第175号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。
- (ウ) 能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項の変更部分のみ審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

能力基準適合証明書の交付を受けた者が、当該証明書の記載事項を変更しようとする場合、国及び独立行政法人自動車技術総合機構は当該変更部分のみ審査することとする制度の合理化を行う。この場合において、新たに交付する能力基準適合証明書の有効期間は、変更前の能力基準適合証明書の有効期間の残存期間とする。

(5) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年3月31日（火）。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第 17 号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 17 号第 11 改訂版	⇒	第 17 号第 12 改訂版
第 41 号第 5 改訂版	⇒	第 41 号第 6 改訂版
（新設）	⇒	第 126 号初版
第 173 号初版	⇒	第 173 号改訂版
第 174 号初版	⇒	第 174 号改訂版
第 175 号初版	⇒	第 175 号改訂版
（新設）		第 178 号初版

（イ） 協定規則第 178 号の新規採択に伴い、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって 3.5t 以下のものには、緊急車線維持装置を備えなければならないこととする。

（2）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年
3月31日（火）。

緊急車線維持装置(ELKS)に関する国際基準の概要

- 緊急車線維持装置 (ELKS : Emergency Lane Keeping System) とは、車両が車線を維持できるように、ドライバーに警報を発するとともに車両の軌道を補正する装置。
- 2025年6月に国連協定の新規則として成立したことを踏まえ、国内基準にも取り入れる予定。

主な要件

○ 車線逸脱警報に関する要件

- ・ 速度が65km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
 - ・ 遅くとも、タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えた時点で警報すること
- 15
- ドライバーが気付くことのできる複数の警報（視覚、聴覚等）を発すること

○ 車線逸脱を補正するための機能に関する要件

- ・ 速度が70km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
（上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ・ タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えて逸脱するのを回避すること
- ・ 補正機能作動時はドライバーに視覚警報を発すること

対象車両

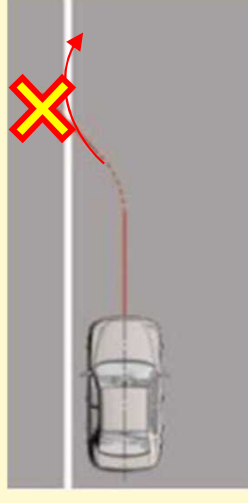
乗車定員10人未満の乗用車、車両総重量3.5 t 以下の貨物車

適用日

新型車：2029年9月※ / 継続生産車：2031年9月※

※油圧パワステ搭載車両等は段階的に適用

＜装置の作動イメージ＞



左側への逸脱（例）



右側への逸脱（例）

令和8年2月16日
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課
自動車整備課

米国製乗用車の認定制度を創設します ～道路運送車両の保安基準の改正等について～

日本の交通環境における安全・安心を確保しつつ、関税に関する日米間の合意※を実施するため、米国製乗用車の認定制度を創設します。

※「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」における日本のコミットメント（自動車基準関係抜粋）

○米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内で販売のため追加試験なしで受入れ。

1. 概要

（1）米国製乗用車の認定制度の創設

米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等（自動車メーカー等により米国から輸入された自動車であるものに限る。）について、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準に適合するものとみなすこととします。

（2）その他

国土交通大臣の認定を受けた自動車は、車体の後面に標識を表示するとともに、自動車検査証にその旨を記載することとします。

2. 公布・施行

公布：令和8年2月16日

施行：公布の日

問合せ先

物流・自動車局 車両基準・国際課（全般）：松坂、金井

電話：03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課（申請手続きに関すること）：野原、森

電話：03-5253-8111（内線42324）、03-5253-8595（直通）

自動車整備課（自動車検査証の記載に関すること）：久保、馬場

電話：03-5253-8111（内線42424）、03-5253-8599（直通）

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）においては、第 3 章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供してはならない旨を規定する一方、保安基準第 55 条から第 58 条の 2 において、一定の条件を満たした自動車に対する保安基準及びこれに基づく告示の適用の取扱いを定めている。

さらに、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）においては、保安基準第 55 条の規定に基づく手続を受けた自動車は、その旨を自動車検査証に記載すること等を規定しているところである。

今般、日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととなった。当該声明を履行するため、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載できるようにするため、保安基準及び施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）保安基準の一部改正

国土交通大臣が、米国で製作された自動車のうち、告示で定めるものについて、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすほか、所要の改正を行う。（第 58 条の 3 関係（新設））

（2）施行規則の一部改正

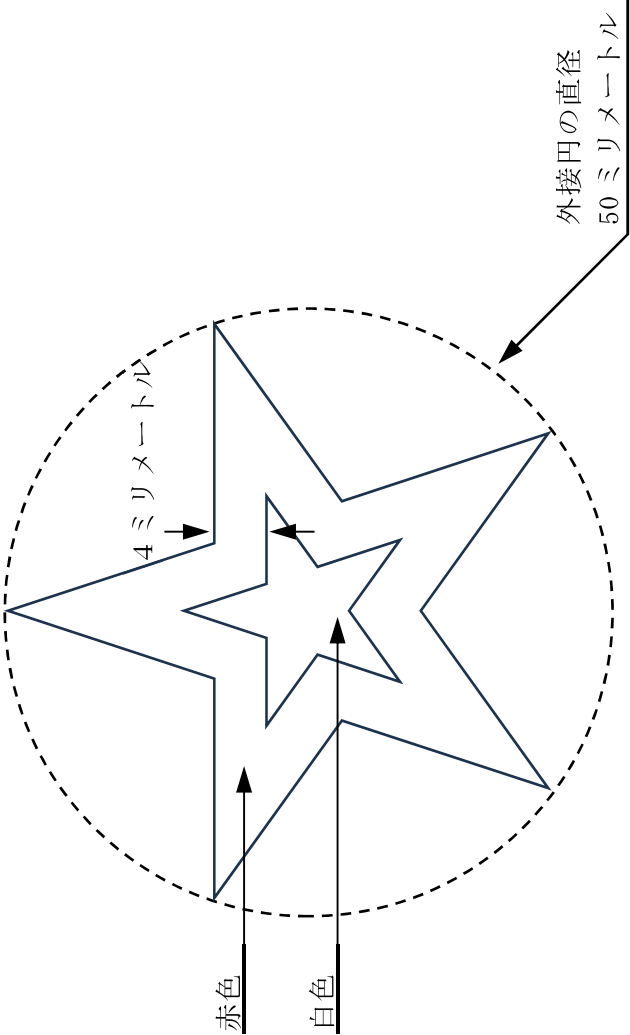
（1）により国土交通大臣が認定した自動車は、自動車検査証にその旨記載することとする（第 35 条の 3 関係）ほか、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 8 年 2 月 16 日

銀十円車票のデザインの色を指定する。

第十九号様式の二（認定を受けた自動車の標識）（第五十四条の二関係）



備考

形状は正立星型正五角形とすること

予期せぬ運転異常に対応する安全技術を知ってみよう！

～「ドライバー異常時対応システム」作動時の車内・車外の様子を見ることができます～

体調急変により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった際、システムがドライバーの異常を検知して周囲の道路利用者に異常を知らせつつ車両を停止する「ドライバー異常時対応システム」が普及しています。

当該システムは、体調急変等が生じたドライバーや同乗者はもとより、後続ドライバーなどの全ての道路利用者における安全・安心の向上に有効です。

このため、国土交通省は、全ての道路利用者がドライバー異常時対応システム作動時の留意点をご理解いただくことにより、当該システムの社会受容性を向上するための啓発動画を作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開します。

1. ドライバー異常時対応システムとは

体調急変により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった際、ドライバーの異常を自動で検知又は同乗者が非常停止ボタンを押すことにより車両を自動的に停止させる機能であり、交通事故の回避又は被害軽減に資するものです。

2. システム作動時の状況

○車内

運転席のメーターパネル等に作動状況が表示されます

○車外

周囲の道路利用者に対する情報提供（ブレーキランプ点灯又は点滅、ハザードランプ点滅、ホーン吹鳴）を行いつつ、システムが車両を減速・停止※させます

※ 車線変更を自動で行って路肩で停止するシステムもあります

3. システム作動時の留意点

車線変更を自動で行って路肩に寄せて停止させる機能もあることから、警告中の車両を見かけたら、「慌てない」、「車間距離を保つ」、「急な追い越しは避ける」ことが重要です。

4. 啓発動画の公開ページ

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 YouTube

<https://youtu.be/0vESg6ZALDA>

① ドライバー異常の発生



② システムの作動



③ 車両の減速・停止



(問い合わせ先)

物流・自動車局審査・リコール課 鯖戸、田中

代表：03-5253-8111(内線)42354

直通：03-5253-8597



令和8年3月27日
物流・自動車局自動車情報課

オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！

～ 令和8年10月より申込受付を開始します ～

小型二輪自動車、軽二輪自動車の「希望ナンバー制」を導入し、本年10月中旬(予定)より申込受付を開始します。

ナンバープレートの好きな番号を選べる「**希望ナンバー制**」については、平成10年5月より登録自動車に、平成17年1月より軽自動車に導入されていますが、今般、**小型二輪自動車**及び**軽二輪自動車**についても希望ナンバー制を導入し、**令和8年10月より受付を開始します**。

あわせて、二輪車の希望ナンバー制導入に伴い、利用できる番号を増やすため、二輪車のナンバープレートの様式を変更します。

1. 二輪車「希望ナンバー制」の導入

[対象車両]

- ・ 小型二輪自動車 (250cc超)^{※2}
- ・ 軽二輪自動車 (125cc超～250cc)^{※3}

※1 原動機付自転車(125cc以下)のナンバーは市町村交付のため、本制度の対象外

※2 事業用、貸渡等は対象外 ※3 被牽引車、事業用、貸渡等は対象外

[選べる番号]

二輪ナンバーに表示されるアラビア数字4桁(右図)

(「・・・1」など特に人気が高い番号は、コンピューターによる抽選となります)

[申込受付開始時期 / 申込方法]

令和8年10月中旬(予定) / インターネット又は窓口

[その他]

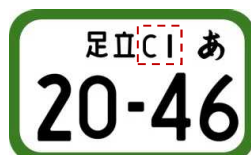
抽選対象番号、申込料金等の詳細は、決定次第お知らせします。



希望する4桁の数字

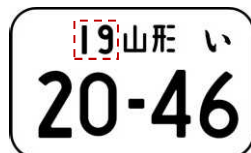
2. ナンバープレートの様式変更(詳細は別紙参照)

[小型二輪]



- ・ 地域名の右に、CDEFGJLNPQRVWX のローマ字を使用
- ・ ローマ字の右の文字に0～9の数字を使用

[軽二輪]



- ・ 分類番号を二桁化し、左に1, 2, 4, 5, 7を使用
- ・ 右に0～9の数字を使用

同じ番号(4桁)の
ナンバープレートを、
これまでよりも多く
発行できます。

【問い合わせ先】 物流・自動車局 自動車情報課 山本・福本・大塚
電話：03-5253-81180(内41145/42103) 直通：03-5253-8588

	現 行 様 式	新 様 式
小型二輪	CLVのうちいずれかのローマ字 又は なし 	CDFGJLNPQRVWX のうちいずれかの ローマ字 0~9のうち いずれかの数字 
軽二輪	1,2のうち いずれかの数字 	1,2,4,5,7のうち いずれかの数字 0~9のうち いずれかの数字 

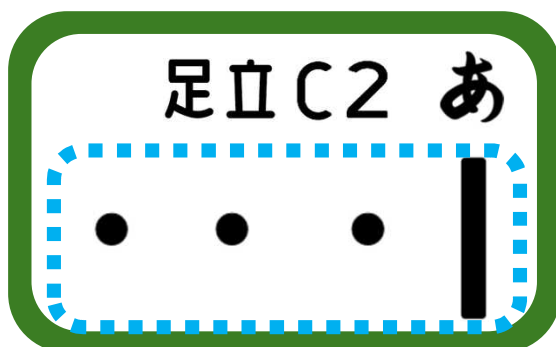
オートバイに希望ナンバー制を全国一斉導入

4桁の好きな番号が選べるようになります

- 令和8年（2026年）10月中旬頃開始（予定）
- 小型二輪・軽二輪対象 ※一部対象外あり
- 申込方法 インターネット・運輸支局窓口

抽選対象番号及び申込料金は決定次第お知らせします
ナンバープレートの様式変更をあわせて実施します

小型二輪(251cc～)の新様式例



軽二輪(126～250cc)の新様式例



令和 8 年 4 月 2 8 日

物流・自動車局審査・リコール課

リコール監理室

令和 7 年度のリコール総届出件数及び総対象台数について（速報値）

令和 7 年度のリコール届出の総届出件数及び総対象台数の速報値をお知らせいたします。

（ ）内は、対前年度比

	総届出件数	総対象台数
国産車	159 件（ -8 件）	3,595,894 台（-3,328,821 台）
輸入車	199 件（ +29 件）	418,538 台（-221,715 台）
合 計	358 件（ +21 件）	4,014,432 台（-3,550,536 台）

【参考】対象台数が多かったリコール届出（上位 3 件）（令和 7 年度）

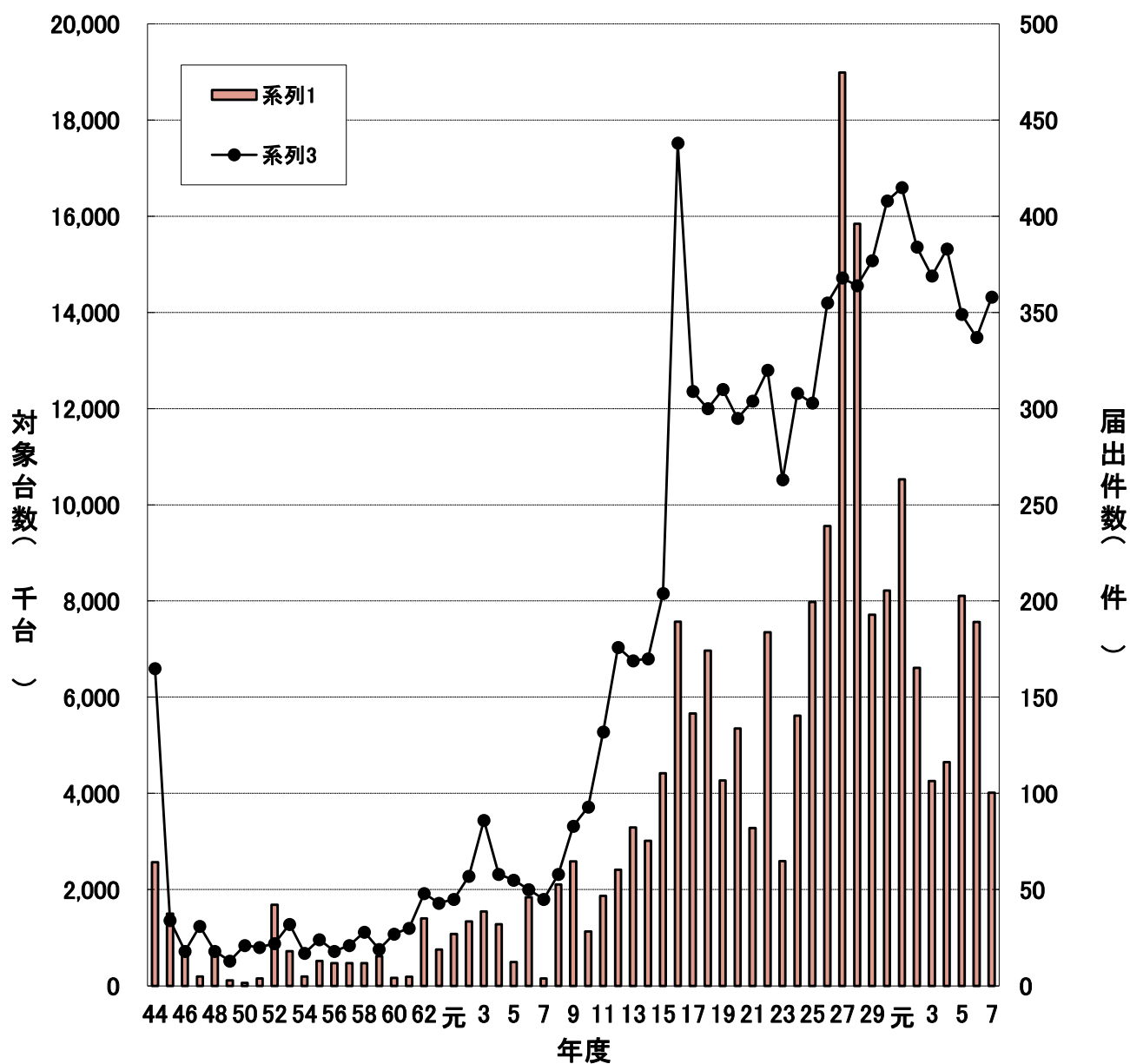
	対象台数	車名	通称名	不具合の内容	届出年月日
1	1,285,002	トヨタ 他	ヴォクシー 他 計 4 2 車種	パノラミックビューモニターにおいて、車両周辺の映像がずれたり、一時的に停止または映らなくなるおそれ	R7.10.30
2	646,376	トヨタ 他	アルファード 他 計 2 1 車種	コンビネーションメータにおいて、速度計や警告灯等が確認できないおそれ	R7.7.16
3	405,963	ダイハツ 他	ムーヴ 他 計 5 車種	ブレーキブースタに穴があき、ブレーキペダルの操作力が増大し、制動距離が長くなるおそれ	R8.3.26

（問い合わせ先）

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課
 リコール監理室 太田・藤坂
 電話 03-5253-8111（代表）（内線 42353）

自動車のリコール総届出件数及び総対象台数の年度別推移

(昭和44年度から令和7年度までの57年間)



大賞は、スバル「フォレスター」！！ ～自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞発表～

国土交通省とナスバが 2025 年度に行った自動車アセスメント（自動車安全性能 2025）において、
「自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞」にスバル「フォレスター」が輝きました。



★自動車安全性能 2025 ファイブスター大賞★
スバル「フォレスター」



スバル「フォレスター」は、歩行者や自転車との万が一の衝突時に備えた「サイクリスト対応歩行者保護エアバッグ」の採用により歩行者頭部保護試験等で 2025 年度の最高得点を記録するなど優れた成績を収め、総合評価で 184.62/193.8 点と、2025 年度における最高得点を獲得し、「ファイブスター大賞」を受賞しました。

- 自動車アセスメントとは：
自動車の安全性能を評価・公表し、より安全な自動車の普及を促進する事業。本事業は、ユーザーの皆様の安全な自動車を選択する際の参考としていただくこと、自動車メーカーのより安全な製品の開発を促すことを目的としています。
- ファイブスター賞とは：
予防安全性能と衝突安全性能が最高ランクかつ、事故自動緊急通報装置を搭載している車種に与えられる賞。
- ファイブスター大賞とは：
ファイブスター賞を受賞した車種の中で、最高得点を獲得した車種に与えられる賞。

<補足資料>

- 別紙1：自動車アセスメントの概要
- 別紙2：自動車安全性能 2025 の評価結果
- 別紙3：自動車安全性能 2025 の評価結果の見方
- 別紙4：評価結果一覧
- 別紙5：ファイブスター大賞ロゴデザインの変更

※ 過去の評価結果及びチャイルドシートの評価結果は、ナスバホームページをご参照ください。

ナスバホームページ：<https://www.nasva.go.jp/mamoru/index.html>



【お問い合わせ先】
物流・自動車局 技術・環境政策課 吉成、白藤
(代表) 03-5253-8111 (内線 42254)、(直通) 03-5253-8591



自動車アセスメントの概要

- 自動車等の安全性能の評価・公表を行うことによって、ユーザーが安全な車選びをしやすいように、そして車を作るメーカーのより安全な車の開発を促進するために自動車アセスメント事業を平成7年度より実施
- 市販されている自動車を対象に、被害軽減ブレーキのような事故を未然に防ぐ技術の評価する「予防安全 性能評価」、衝突時の乗員や歩行者の安全性を評価する「衝突安全性能評価」等を行い、その結果を公表

※自動車アセスメントの一環として、「チャイルドシート」の安全性能比較試験(前面衝突試験、使用性評価試験)も実施

1. 試験車種の選定・購入

販売台数が多い車両を中心に評価試験の対象車種を選定し、市販されている状態の車両を購入

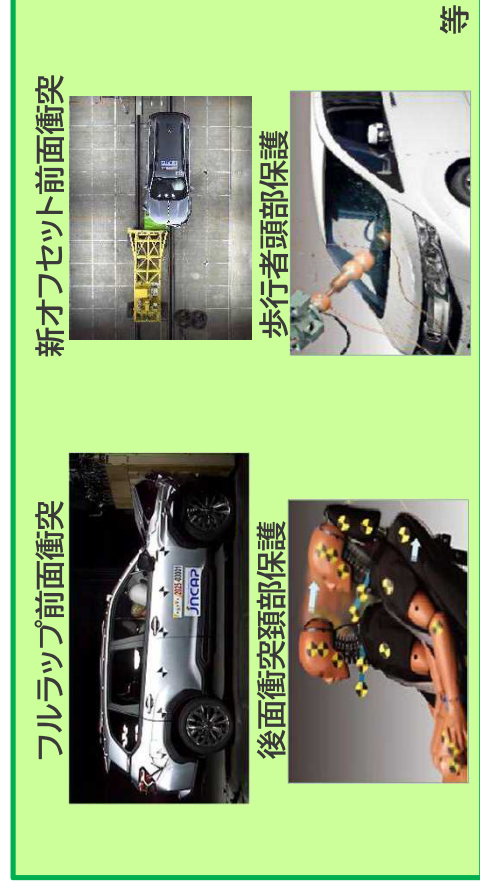
2. 評価試験の実施

衝突被害軽減ブレーキの試験、衝突試験など、様々な安全性能評価試験を実施

<予防安全性能評価>



<衝突安全性能評価>



3. 結果の公表

結果を車種ごとに点数化して公表。
(結果は、自動車メーカーの広報活動等でも活用)



自動車安全性能 ファイブスター大賞

令和 8 年 6 月 4 日

物流・自動車局車両基準・国際課

物流・自動車局審査・リコール課

後退時の安全性を高めるライト、装備可能に！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）の国際基準の改正に伴い、自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影して後退の意図を周囲に示す「車両後退表示投影装置」に関する要件を、道路運送車両の保安基準等に盛り込みました。

本装置の普及により、車両の後退を歩行者等に分かりやすく伝えることが可能となり、車両と歩行者等の事故の未然防止が期待されます。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）について、自動車への備付けを可能とし、備えた場合の要件を規定する。（保安基準第 40 条の 2 関係）

対象車種：自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）



2. 公布・施行

公 布：令和 8 年 6 月 4 日

施 行：令和 8 年 6 月 4 日（一部、令和 9 年 4 月 1 日）

＜問合せ先＞

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、佐野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

車両後退表示投影装置に関する国際基準

別紙

- 新たに車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

主要要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（図1参照）
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲（図2参照）
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減

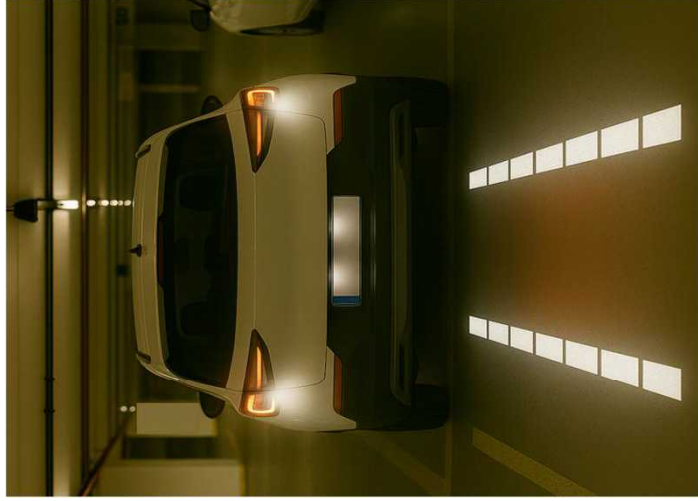


図1 色・形状のイメージ

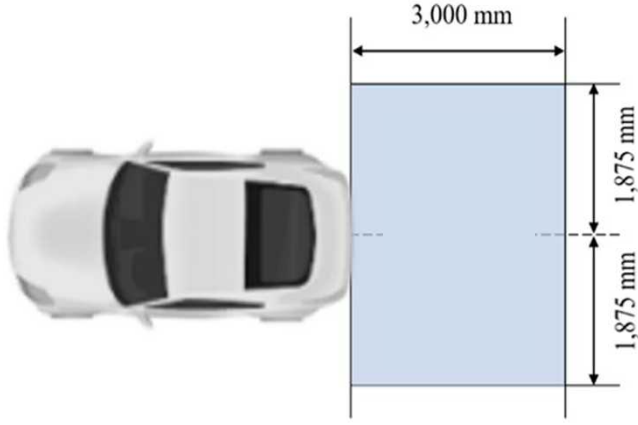


図2 投影可能な範囲

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下「協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正（第 1 条関係）

- ① 車両の後退を示す表示を車両後方の路面に投影することにより、後方にいる歩行者や自転車といった他の交通にその旨を示すことができるものとして、新たに車両後退表示投影装置の基準を設ける。（保安基準第 40 条の 2 関係）
- ② 低速で走行するときに側方又は後方にある障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとする。（保安基準第 33 条の 3 関係）
- ③ 任意で備えるカメラやモニタ等の視界を確認する装置について、歩行者等の保護に関する要件を設ける。（保安基準第 44 条関係）

(2) 装置型式指定規則の一部改正（第 3 条関係）

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。（装置型式指定規則第 2 条関係）
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により指定を受けたものとみなす特定装置の種類に協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加するとともに、協定規則の改訂に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める。（装置型式指定規則第 5 条関

係)

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版

- ③ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第 73 号に基づき認定された「側面保護装置」及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い追加された「車両後退表示投影装置」を追加する。(装置型式指定規則第 3 号様式関係)

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正 (第 4 条関係)

協定規則第 0 号の改訂に伴い、共通構造部型式指定規則において引用する協定規則に第 0 号第 8 改訂版を加える。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (第 5 条関係)

- ① 協定規則第 156 号の改訂により、協定に基づく認可を受けたことを証する書面に記載されたプログラム等の識別番号の管理が必要となることを踏まえ、自動車等の型式の指定を申請する者が、当該自動車等の保安基準適合性を証する書面として協定に基づく認可を受けたことを証する書面を提出する場合における、当該識別番号の管理に要する工数を考慮し、提出書面の確認に要する手数料の額を改定する。
- ② 協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、特定改造許可を受けようとする者が、当該者の能力に係る基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。
- ③ 協定規則第 73 号の採択及び協定規則第 148 号の補足改定に伴い、「側面保護装置」及び「車両後退表示投影装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ④ 協定規則第 46 号、協定規則第 134 号及び協定規則第 156 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。

(5) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正 (第 6 条関係)

協定規則第 156 号の改訂に伴い、申請者が改正前後のいずれの基準に基づくプログラムの適切な管理及び確実な改変に係る能力を有するかを明確にするため、能力基準適合証明書の様式について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布・施行：令和 8 年 6 月 4 日 (木) (WP. 29 第 197 回会合における改訂事項の発効日)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 197 回会合において、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下に掲げる改正のほか、所要の改正を行うこととする。

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第 1 条関係）

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 46 号第 6 改訂版	⇒	第 46 号第 7 改訂版	補助的なカメラを設けた場合の要件追加 等
第 134 号第 2 改訂版	⇒	第 134 号第 3 改訂版	水素を貯蔵する圧力容器に、追加的に延長配管を設けた場合、その配管も認可対象に包含
第 156 号	⇒	第 156 号改訂版	プログラム等の識別番号の使用義務化

（イ） 協定規則第 73 号の採択に伴い、巻込防止装置として側面保護装置を備える場合は協定規則第 73 号の要件を適用することとする。

（2）道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第 2 条関係）

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、所要の改正を行う。

（３）装置型式指定規則第５条第１項及び共通構造部型式指定規則第５条の２の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（第３条関係）

装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）第 2 条及び第 5 条の改正に伴い、側面保護装置及び車両後退表示投影装置の追加及び特定装置の協定規則の番号を改める。

（４）道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第 4 条関係）

道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の改正に伴い、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）第 2 条の号番号を改める。

（５）自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正（第 5 条関係）

協定規則第 156 号の改訂に伴い、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和 2 年国土交通省告示第 787 号）にて引用する協定規則の番号を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 6 月 4 日（木）（WP. 29 第 197 回会合における改訂事項の発効日）

施 行：公布の日。ただし、内圧容器及びその附属装置に係る部分は、令和 9 年 4 月 1 日（木）。



令和 8 年 6 月 26 日

物流・自動車局車両基準・国際課

日本が主導した世界初の自動運転システムの国際基準が合意

～安全な自動運転車の開発が加速～

- 令和 8 年 6 月 23 日から 26 日に、スイス・ジュネーブにおいて、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29*）が開催され、レベル 4 を含む自動運転システムに関する国際基準が合意されました。
- WP.29 傘下の専門家会議において、日本が共同議長として議論をリードし、世界で初めて策定された基準であり、これにより、我が国の自動車メーカーが安全な自動運転車を効率的に開発できるようになることが期待されます。

* WP.29 は、自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画

1. 今回合意された国際基準の概要

- （1）対象車両： レベル 3，4 を含む自動運転システムを備えた自動車
- （2）具体的な要件
 - ① 車両の安全性： 交通ルールの遵守や衝突回避、不具合発生時の安全な停止等
 - ② 製造事業者の組織体制： 安全を確保するための組織体制、社内プロセス等
 - ③ モニタリング・不具合の改善： 自動運転車のモニタリングを通じた不具合の特定・改善等
- （3）発効時期： 令和 9 年 1 月頃

2. 国際基準の策定経緯

令和 2 年、高速道路等でのレベル 3 の国際基準が合意されましたが、一般道を含むより多くの道路環境や、レベル 4 などのより高度な自動運転車の国際基準は策定されていませんでした。このため、日本が米国、欧州等とともに WP.29 傘下の専門家会議の共同議長を務めて議論を主導し、今般、新たな国際基準として合意されました。

【参考資料】

（別添 1）自動運転システムの国際基準概要

（別添 2）WP.29 の概要



WP.29 における議論の様子

※副議長を務める猶野車両基準・国際課長

【問い合わせ先】

物流・自動車局 車両基準・国際課 島野、山中

代表：03-5253-8111（内線：42523、42524）、直通：03-5253-8604

レベル3、4自動運転に関する国際基準

- レベル3、4自動運転に関する国際基準について、2026年6月のWP.29で合意。(2027年1月頃発効見込み)
- 日本が提唱した「有能で注意深い人間のドライバーと同等以上の安全性」確保が前提。
- 製造事業者は、当局に対して事前に①車両の安全性、②組織体制の説明を行い、安全要件への適合性が確認され、市場に投入された後も継続的な③モニタリング・不具合の改善が必要。

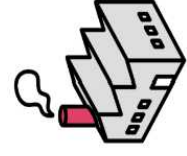
製造前の安全確保

①車両の安全性



- 交通状況に応じた挙動
 - 交通ルールの順守、衝突回避
 - 不具合発生時等の安全な停止
- 乗員への情報提供、誤操作防止
- 作動状態の記録、サイバーセキュリティの確保

②組織体制



- 安全管理システム (SMS)
 - 自動運転車の安全を確保するため
 - の組織体制やプロセスを明確化
- セーフティケース
 - 安全性を「主張、論証、証拠」に沿って構造的に整理
- シミュレーション環境、試験路、実交通環境を整備

市場投入後の安全確保

③モニタリング・不具合の改善



- 市場投入後の自動運転車の作動状態をモニタリング
- 安全リスクを早期に特定・改善
- 事案(事故、不具合等)に応じて、適時に関係国当局へ報告

当局

安全性の審査

報告内容の分析・評価

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

傘下に六つの専門分科会を有し技術的、専門的検討を行う

3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

欧州各国、1 地域（EU）に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等（日本は1977年から継続的に参加）及び非政府機関(*)

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行う

- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定（略称）」
（1958年協定）
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定（略称）」
（1998年協定）

(*) 国際自動車工業会（OICA）、国際二輪自動車工業会（IMMA）、国際標準化機構（ISO）、欧州自動車部品工業会（CLEPA）、自動車技術会（SAE）等



自動車基準調和世界フォーラム (WP.29) World Forum for Harmonization of Vehicle Regulations

WP.29運営委員会(AC.2)

1958年協定運営委員会(AC.1)

1998年協定執行委員会(AC.3)

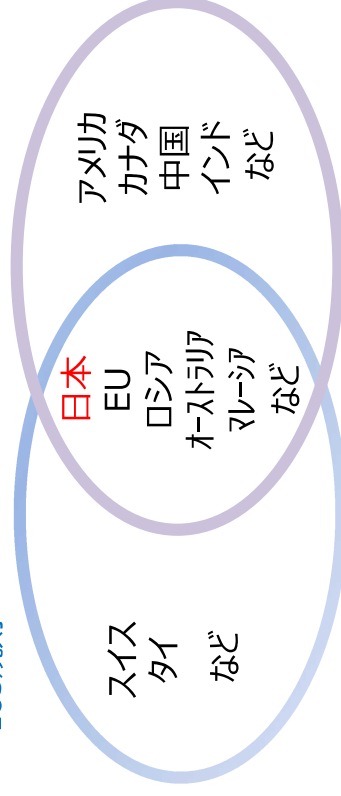


1958年協定

64カ国・1 地域
183規則

1998年協定

39カ国・1 地域
25規則



国際基準の制定

認証の相互承認

国際基準の制定

便利です

指定整備事業者の皆様

業務効率化しませんか？

記録事務代行

はじめての方

記録等事務代行 制度とは？

自動車検査証の更新手続きにおける書き換え
業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者
が行える仕組みです。



※
ご自身で
窓
口へ
行
か
ず
に
車
検
証
更
新
手
続
が
行
え
る
仕
組
み
で
す。

車検証の電子化で、OSS申請手続完了後の

3つのメリット

窓口への訪問が不要。

24時間いつでも自動車検査証の書き換えが可能になります。

01

窓口への
出頭が不要



02

24時間
書き換え可能



03

専用アプリで
簡単作業



委託件数
増加中！！

専用ポータルから簡単申請

電子申請で完結（手数料無料）

申請はこちらから →

記録事務代行ポータル



<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>



簡単・便利！！ 記録事務代行は難しくありません！！

何を準備すればいいの？ 専用の機器が必要？ 



💡 必要なもの

□パソコン □ICタグリーダーライター □プリンター

□本人確認ができるもの（マイナンバーカード or GビズID）



記録事務代行ポータル

※必要な環境を満足すれば、既にお持ちの機器を使用できます。 詳細はこちら ↑↑↑

利用料金は発生するの？ 

記録事務代行アプリの利用に利用料金は発生しません。

ただし、インターネット回線の通信料やプリンターのインク代等は利用者様のご負担になります。

運輸支局が閉まっている時間であっても、OSS申請から車検証更新まで完了できるの？ 



運輸支局の業務時間内に、OSS申請の処理が完了したものに限り、ご自身にて更新作業を行うことができます。

印刷する検査標章の台紙はどうするの？ 



記録事務代行アプリにて電子的に配布申請を行い、運輸支局の承認後、運輸支局にて受領していただきます。その際に、申請承認時のメールを印刷してご持参ください。

記録等事務代行に関するお問い合わせはこちら

自動車保有関係手続のワンストップサービスヘルプデスク

050-5540-2000

受付時間/8:30~17:00（12:00~13:00を除く）※年末年始を除く平日

記録等事務委託制度の関係法令（省令・通達）はこちら

国土交通省HP「記録等事務委託制度について」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000053.html

